さとうきび生産者の皆様へ

甘味資源作物交付金を受け取るためには、毎年 7/1～9/30 の間に、ＪＡを通じて(注) alic へ「要件審査申請書」などの書類の提出が必要です。

（注）ＪＡを介さずご自身で必要書類をご用意のうえ、直接 alic に申し込むことも可能です。この場合、交付金申請に係るすべての手続きをご自身で行っていただくこととなります。詳しくは、alic までお問合せください。

生産者に求められる要件

区分	交付金の対象者要件
Ａ－１	認定農業者、特定農業団体、又はこれと同様な組織（面積要件なし）
Ａ－２	収穫面積の合計が、1.0ha以上の生産者（法人含む）、4.5ha以上の協業組織　（注１）
Ａ－３	基幹作業面積の合計が、4.5ha以上の共同利用組織の構成員　（注２、３）
Ａ－４	Ａ－１、Ａ－２の生産者、又は基幹作業面積の合計が4.5ha以上の受託組織やサービス事業体に基幹作業を委託している者　（注３）

（注１）収穫面積は、自らが収穫する面積（収穫作業の受託面積を含む）
（注２）Ａ－３の共同利用組織は、基幹作業にかかる管理者（オペレーター）を定めている組織
（注３）基幹作業は、耕起・整地、株出管理、植え付け、防除、中耕倍土、収穫

【要注意】特例要件対象者の方は、本則要件での制度加入に向けた取組を進めましょう！
特例は平成 31 年産から廃止になります！

地番・地名	作付面積（収穫部分に限る）	共同利用組織による共同作業又は委託を行った実面積						最も実面積が大きい基幹作業の面積
		耕起・整地	株出管理	植え付け	防除	中耕培土	収穫	
ほ場Ａ	22a	22a						22a
ほ場Ｂ	10a		10a				10a	10a
ほ場Ｃ	24a				24a		10a	24a
ほ場Ｄ	20a							
合計	76a	22a	10a		24a		20a	56a

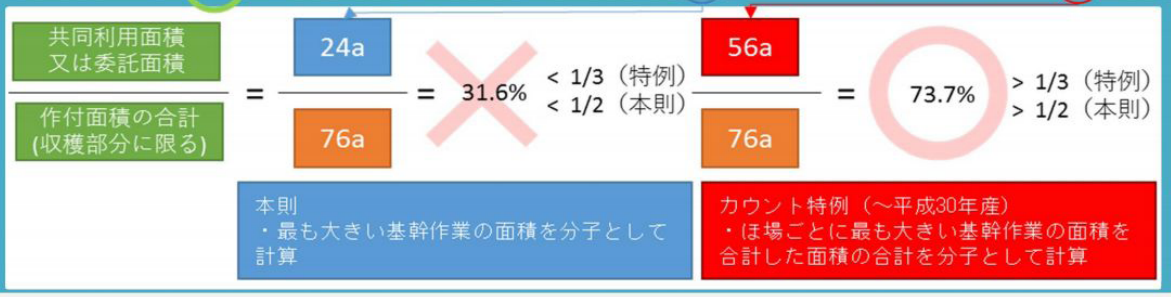

日本の甘味資源作物（さとうきび・てん菜）を支える仕組み

●砂糖の価格調整制度について
・砂糖は、内外価格差がある一方で、国内産品と輸入品との品質格差がありません。このため、alic が国の政策として輸入糖から調整金を徴収し、これらを財源として国内の甘味資源作物生産者と甘しゃ糖、てん菜糖製造事業者に交付金の交付を行っています。
・alic は、甘味資源作物生産者や甘しゃ糖、てん菜糖製造事業者を支援するため「砂糖の価格調整制度」を運営し交付金交付を実施しています。

ＪＡから支払われている代金には、alic からの交付金相当額も含まれているんだよ！

制度加入の手続き方法などは、各支所の営農販売課にお尋ねください！
alic　鹿児島事務所　Tel：099-226-4731
ＪＡ種子屋久　　西）28-3815　中）27-1218　南）26-1211

蠍座 10/24 ～ 11/22
【全体運】　ポジティブな気持ちになり、全ての事柄に対して前向きになれるはず。やりたいことはどんどん試すのが正解
【健康運】　やや不注意になりやすい。行動は丁寧に
【幸運を呼ぶ食べ物】　葉ショウガ